

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画の検証について【概要版】

1 これまでの経過について

「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画（平成30年3月策定）」において、一定の福祉施設については、民間により質の高いサービスが十分提供されるようになってきたことから、築年数が比較的新しく引き続き利用可能な公設施設については、指定期間の更新時期を捉えながら公募により譲渡又は貸付による民設化を図ることとした。

【再編整備計画の進捗状況（公設福祉施設：対象47施設）】（令和3年4月1日現在）

民設化・廃止済み施設：16施設（特養5施設、障害者支援・通所施設7施設、老人デイサービスセンター4施設（廃止））

民設化予定施設：11施設（特養3施設、障害者支援・通所施設等8施設）

廃止予定施設：3施設（障害者通所施設、障害者グループホーム、福祉ホーム）

指定管理継続施設：17施設（養護老人ホーム、障害者支援・通所施設、療育センター等）

しかし、下記、特別養護老人ホームの3施設については、令和3年度からの譲渡による民設化に向けて移管先運営法人の募集を行ったが応募がなく、また、その後においても、指定管理者や関心を示す法人との譲渡に向けた協議が調わなかったことから、1施設は運営を一時休止、2施設は指定期間を変更（3年間の延長）し運営を継続することとなった。施設の一時休止に伴い、コロナ禍において入居者に他施設へ移転していただくなど、入居者及び御家族に多大な負担を生じさせてしまったことを重く受け止め、今後の取組において同様の事案を再度発生させることの無いよう、この度の原因・課題について検証を行い、課題解決策を検討することとした。

施設名	定員	指定管理者（令和3年3月まで）	令和3年4月の状況
こだなか	50名	社会福祉法人白山福祉会	一時休止
陽だまりの園	50名	社会福祉法人照陽会	指定期間変更（令和5年度末まで）
しゅくがわら	68名	社会福祉法人鈴保福祉会	指定期間変更（令和5年度末まで）

2 検証について

はじめに、計画策定前後の経過を振り返り、次に、問題点や原因を抽出の上、今後の計画推進に支障を来すことが無いよう課題の解決策と今後の方向性について検証及び検討を行った。

（1）検証の視点

- ① 再編整備計画策定の振り返り・・・計画の策定経過、民設化に向けた課題の認識・把握など
- ② 全体的な課題の検証・・・法人との意見交換、リスクを想定したスケジュール管理、具体的な条件の提示など
- ③ 特養3施設の課題の検証
 - ア 小規模定員かつ多床室における運営の採算性、将来的な修繕に係る法人費用負担など
 - イ 譲渡民設化に係る諸条件（原則20年以上の運営、土地の更地返還）など

（2）検証体制

検証にあたっては、計画を策定した健康福祉局のほか、庁内での協議・調整も図る必要があることから、総務企画局及び財政局も含めた体制とした。また、外部有識者からの意見聴取の場として、本計画の策定経過を報告してきた本市附属機関「川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会」に検証の進め方や考え方などについて御意見をいただくこととした。なお、特養3施設の民設化に向けた庁内調整を行う場としては、本市「民間活用調整委員会」とした。

（3）検証経過

- ① 健康福祉局内検証会議：3月～8月（10回）問題・課題の抽出、改善策の検討など
- ② 庁内検証会議：5月～8月（3回）検証の進め方、課題解決策等に対する協議・調整
- ③ 健康福祉局指定管理者選定評価委員会：5、8月（2回）検証の進め方、課題解決策等への意見

3 検証結果について

（1）民設移行に向けた取組における主な問題点等について

	問題点	原因
共通事項	① 関係法人等との会話の不足	・計画策定から公募に至るまでの間、運営法人との意見交換及び丁寧な説明が不足していた。
	② 老朽化した施設に対する対応	・ハード面のメンテナンスについて、「将来的な補助制度」など支援策の具体的な内容を示すことができなかった。
	③ 譲渡民設化の諸条件に係る認識不足	・「原則20年以上の運営継続」を公募の条件としたことや、土地の貸付契約における契約満了時の「更地返還」等の将来的に法人が抱えるリスクに対する認識が不足していた。
	④ 応募が得られないことに対する認識の不足	・指定管理施設の運営や施設譲渡のリスクに関する評価は、施設状況や法人によって異なり、 <u>応募が得られない場合も想定したスケジュール管理が不足していた。</u> ・運営法人が存在する場合、当該施設の譲渡については、引継ぎ等の問題から他法人からの応募が得られにくい状況（実態）があった。
	⑤ 公募情報の案内	・公募情報の掲載が本市HPのみであり、運営法人以外の法人からの問い合わせが少数であった。
特養3施設	⑥ 民設化後の経営に対する不安	・原則、現施設運営を承継することを条件としていたため、応募側から採算性を踏まえた事業提案を得られにくい状況であった。 ・各施設の老朽化、運営状況及び運営法人の経営状況等に起因する採算面における不安が大きかった。 ・小規模定員かつ多床室では経営が不安定になりやすい傾向である状況であった。

【これまでの特養整備の考え方（背景）】

・本市は都市部であり用地確保が困難なことから、小規模な施設の整備を推進し、居室形態については市民ニーズに対応するため、比較的利用しやすい料金である多床室の整備を進めてきた。

【小規模施設に関する課題及び支援策】

・小規模施設は規模の大きい施設に比べ人件費率が高く、数名の退所が稼働率に大きく影響するなど、経営が不安定になりやすい傾向がある。
・経営が不安定になりやすい小規模施設の入居者処遇の向上を図るため、職員雇用費助成を実施している（定員60名まで）。

（2）民設化に向けた課題への対応及び解決策等について

- ① 関係法人への対応
 - ・本市としての考え方・方向性（特養床数や併設サービス）を整理する。
 - ・運営法人や問い合わせがあった法人等に対し、本市の考え方や手続きの進め方などについて、より丁寧な説明と会話を行い、計画推進に向けた調整を進めていく。
- ② 老朽化した施設に対する対応
 - ・本市の特別養護老人ホームは、人材確保の課題等により、近隣都市と比較し人件費率が高く、収益性が低い傾向があり、大規模修繕のための資金が積み立てられない現状があることから、必要な修繕を計画的に実施できるよう、大規模修繕補助制度を創設した（令和3年度）。
- ③ 譲渡民設化の諸条件に係る丁寧な説明
 - ・「原則20年以上の運営継続」及び「土地の更地返還」については、社会情勢の変化や施設・法人の運営状況を勘案し、協議・調整を行うことができる等の整理を行い関係事業者の説明した。

- ④ 応募が得られないこと等を想定した進行管理
 - ・ 応募が得られないことや、運営法人が変わることも想定したスケジュール管理を行う。
- ⑤ 公募情報の案内
 - ・ より多くの応募が得られるよう、本市HPの掲載に加え業界紙への掲載やメール機能の活用等幅広く案内する。
- ⑥ 民設化後の経営に対する不安への対応（特養3施設の公募）
 - ・ 指定期間中における修繕状況を踏まえ、民設化に至るまでに老朽化対策を実施する（3施設）。
 - ・ 現施設運営の承継を原則としつつ、併設サービスについては、一定条件の下、民設化後の事業転換等の提案も受け入れ可能とする（陽だまりの園、しゅくがわら）。
 - ・ 施設運営に対する支援策として、対象外となっている職員雇用費助成の適用について検討する（しゅくがわら）。

(3) 職員雇用費助成について

- ① 施設運営法人からの意見
 - ・ 定員60名を超える施設運営法人からも経営が厳しいとの意見、運営上における支援の要望あり。
- ② 特養の経営状況
 - ・ 施設運営法人からの意見を踏まえ、特養経営の傾向について確認を行った。
全国の傾向：定員70名未満の施設では経営が不安定（独立行政法人福祉医療機構の分析）
市内の傾向：定員70名未満の施設では赤字比率が大きい（決算状況から確認）
- ③ 職員雇用費助成の対象範囲の拡大案
 - ・ 民設化ができなかった3施設の検証結果や小規模特養の経営状況を踏まえ、小規模施設に対する支援策の必要性が生じていることから、安定した質の高いサービス提供が確保されるよう職員雇用費助成の対象範囲の拡大に向け庁内調整等を行っていく。

	定員規模	条 件		助成額 (1施設)	対象 施設数	助成額 (全体)
		次の員数の介護職員等を法令の最低基準を超えて雇用すること				
現 行	10～50名	2名		5,940千円	11	65,340千円
	51～60名	1名		2,970千円	3	8,910千円
						(総額) 74,250千円
拡 大 案	10～50名	2名		5,940千円	11	65,340千円
	51～69名	1名		2,970千円	6	17,820千円
						(総額) 83,160千円
						3施設増 8,910千円増

※新たに対象となる施設：夢見ヶ崎（定員64名）、太陽の園（定員66名）、しゅくがわら（定員68名）

(4) 特別養護老人ホーム3施設のあり方（方向性及び公募条件等）について

- ① 健康福祉局指定管理者選定評価委員会（外部有識者）の主な意見（特養3施設）
 - ア 第1回委員会（令和3年5月24日）
 - ・ 施設に対する提案があることは良いが、市の高齢者施策の方針を反映するように（こだなか）。
 - ・ 住民が本当に利用したいと思う施設を精査する形で選定していただきたい（こだなか）。
 - ・ 年度毎に実施している指定管理者評価では、事業者意見も踏まえ課題解決につなげるように（陽だまりの園、しゅくがわら）。
 - イ 第2回委員会（令和3年8月5日）
 - ・ 併設を求めるサービスが経営にプラスになることやニーズが見込まれることを示すべきである（こだなか）。
 - ・ 併設サービスについては、地域ニーズを把握する必要がある。地域包括ケアシステムの中で在宅生活を支えていくような取り組みをしていただきたい（こだなか）。
 - ・ 地域の福祉を向上させるため、市が施設の方針を示すことが必要（陽だまりの園、しゅくがわら）。
- ② 「こだなか」について
 - ・ 定員数は第8期計画で位置付けている50名を基本とする。また、併設サービスについては、地域居住の実現に向け、在宅生活を支えるため、中原区に少ない（看護）小規模多機能型居宅介護を設置する。

- ・ 施設老朽化への対応として、市負担金による修繕の実施及び大規模修繕補助制度の適用を公募要項に明記する。
- ③ 「陽だまりの園」、「しゅくがわら」について
 - ・ 現入居者や併設サービス利用者に不利益が生じることの無いよう、現施設の定員及びサービス内容を承継することを原則とする。ただし、併設サービスについては、民設移行後における近隣の充足状況や、地域ニーズを踏まえ、「利用者の円滑な移行」と「跡スペースの有効活用」を条件に、本市と協議の上、廃止や他サービスへの転換も可能とすることを公募要項に明記する。
 - ・ 施設老朽化への対応として、令和3年度に市負担金を活用し、運営法人による修繕を実施するほか、大規模修繕制度の適用を公募要項に明記する。
 - ・ 「しゅくがわら」については、現在対象外となっている職員雇用費助成の適用に向けた具体的な調整を進める。

④ 公募の時期

- ア 「こだなか」について
 - ・ 一時休止している施設であるため、施設運営の早期再開を目指し、令和3年10月の公募に向けた調整を進める。（現状、複数の法人から提案が寄せられている）
- イ 「陽だまりの園」、「しゅくがわら」について
 - ・ 令和6年3月末の指定期間満了を見据え、令和4年の9月の公募に向け調整を進める。

(5) 指定管理者制度継続施設について

- 指定管理者制度を継続する施設について、次の視点から取組・検討を継続する。
 - ・ 事業者の募集・選定に係る各種プロセスについて、適切なスケジュール管理を行う。
 - ・ 年度ごとの指定管理者評価等において、将来的な施設運営に関する意見や課題も含めて、法人の考え方を把握するとともに必要な改善を行う。
 - ・ 中長期的な施設運営の観点から、施設特性等を踏まえ、原則5年とする指定期間の設定について調整を行う。

4 再編整備計画（第1次実施計画）の変更について

(1) 変更内容について

- ① 特養3施設の民設化時期
 - ・ 当初の計画においては、特養3施設の譲渡・民設化の時期を令和3年度としていたことから、次のとおり変更を行う。
 - ア 「こだなか」：令和3年度 → 令和4年度
 - イ 「陽だまりの園」、「しゅくがわら」：令和3年度 → 令和6年度
- ② 新たに創設した補助制度等の反映
 - ・ 再編整備計画本編で具体的な内容が示されていなかった支援策として新たに創設した補助制度や、これまでの計画変更の内容を反映させていく。

(2) 計画変更の時期について

- ・ 検証結果を議会に報告後、速やかに行う。

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年8月31日：健康福祉委員会へ検証報告
- 9月上旬～：再編整備計画の変更
- 10月～12月：「こだなか」運営法人公募
- 令和4年6月：「こだなか」譲渡議案上程（令和4年度末から運営開始）
- 9月～11月：「陽だまりの園」、「しゅくがわら」運営法人公募
- 令和5年3月：「陽だまりの園」、「しゅくがわら」譲渡議案上程
- 令和5年度事務引継（事業者が変わる場合）、令和6年度から運営開始